



創刊号  
No.1  
平成16.10.1発行

墨田区男女共同参画情報誌



特集  
DVの根絶に向けて  
一人ひとりの人権が  
尊重される社会へ。



墨田区男女共同参画情報誌『にしじ』は女性も男性も共に輝く社会へのかけはしになることを願って名付けました。



発刊にあたって——墨田区長 山崎昇

男女平等社会を実現するためには、すべての人が社会の対等な構成員として、共に参画する機会や場を確保することが必要です。

墨田区では、女性と男性が、家庭や学校・職場・地域などあらゆる場で個性と能力を十分に発揮し、伸び伸びと生活できるまちづくりをめざしています。

この情報誌を通して、皆様に男女共同参画に関する情報が提供され、男女互いの人権尊重への理解を深めていただければと願っています。

# 石坂 啓さん 漫画家

漫画家として、第一線を走り続けながら出産。子育ての本音を綴ったエッセイは、ベストセラーになりました。そんな石坂さんに、独自の視点からみた社会や子育ての現状を語っていただきました。



忙しすぎる世の中だからこそ  
自分の感性を大切にしたい

人気漫画家として活躍されてきた石坂さん。漫画を描くときに心がけていることはありますか？

私はある時期、青年誌で男性向けの漫画ばかりを描いていました。それは私が少女漫画みたいな絵が苦手ということもあるのですが、いちばんの理由は、男性向けの漫画に描かれている女性のキャラクターに不満があったからです。

青年誌の漫画に登場する女の子は、顔がかわいくて胸が大きい子。それに、男の子の言うことを聞いてあげて、男の子を立ててあげるんです。つまり、男性にとって、とても都合のいいキャラクターに描かれているんですよ。

現実にはこういう女の子ばかりではないですから、私はこれに不満でした。こういう女の子がいてもいいけれど、そうではない女の子がいてもいいじゃない、ということを、いちばん描きたかったですね。

ただ、漫画は読者からの反応がよくなければ、すぐに連載が終了してしまいません。だから、お説教みたいな漫画ではなく、まず読者を楽しませることを第一に考えます。その中で、私なりに言いたいことを、ちょっとずついろいろな仕掛けや試みで問いかけてみる、ということをしていました。伝えたいという気持ちだ

けあっても、連載中止になってしまっ  
は意味がありません。ですから、私が世  
の中に問いたいことを盛り込むときのバ  
ランスは、気にして描くようにしてきま  
した。

**「自身の子育て経験をエッセイ  
にされましたが、どのような思  
いで書かれたのでしょうか？」**

以前から、子育てについて描くとし  
ら、模範的なお母さん像や「こうあるべ  
き」とされている子育て論とは違うもの  
を描きたいと思っていました。

私は34歳で出産しました。この年齢は  
私の出身地である名古屋では遅いほうな  
ので、それまでに「なぜ産まないの？」  
「子どもはかわいいよ」とよくいわれた  
ものです。

私も「子どもがいたら、かわいいたろ  
うな」とは思っていました。けれど、  
「ある年齢になった女性は、子どもがい  
るのが当たり前で、幸せなこと」と、周  
りの人が思い込んでいることには賛成で  
きませんでした。そのような考え方は  
いろいろな選択があるはずの女性の生き  
方を狭めるし、さまざまな事情のある人  
を追いつめることになりかねないと思いま  
す。

だから、新聞で自分の子育てについて  
のエッセイを連載するときに、赤ちゃん

ができたことを無邪気にはしゃいでいる  
ようには見られたくないと思いました。  
子どもがいるかいないかということをも  
幸せか不幸せという、単純な図式にあて  
はめられたら、不本意だからです。

**子どもが小さいうちは、仕事と  
子育てとの両立に苦労されたの  
ではないですか？」**

ちょうど新聞連載をはじめたころは、  
週刊誌に漫画の連載も持っていて、さら  
に子どもの世話をするというのは、本当  
に大変なことでした。漫画の仕事は、ア  
シスタントの人たちの食事や睡眠の割り  
振りなど、意外と煩雑な用事が多く、ど  
うしてもいらいらと「気が立ってしまいま  
す。そういうときに子どもを寝かしつけ  
ようとすると、赤ちゃんは空気を感  
じまして、寝てくれないのです。これ  
では両立は無理かなと思いつつ、やむを  
えず仕事を減らしたりしました。

夫は漫画雑誌の編集者で、仕事はとて  
もハードで不規則です。昼過ぎから出か  
けて朝帰ってくるということもよくあり  
ました。子どもを保育園に預ける時間  
には寝たばかりで、迎えに行く時間には  
起きています。それから食事やお風呂を  
済ませ、寝かしつけてもまだ帰ってきま  
せんから、すべて私がやらざるをえない  
のです。「なんで私ばかりが？」と逆上

してしまつこともありましたね。  
でも逆に、子育ての楽しいところを夫  
は知らないのです。子どもは毎日変化し  
ていきます。そのおもしろさを夫は見る  
ことができないので、損していると思  
っていました。

いまの若い男性は、一生懸命子育てに  
参加しようとしているし、家事もできた  
ほうがカッコいいと思っています。時代  
はだいぶ変わってきましたね。

**子育てをはじめとして、一人ひ  
とりの生き方が尊重される世の  
中になるためには、何が必要で  
しょうか？」**

現代社会は、効率性や生産性ばかりを  
求めていて、子育てとまったくテンポが  
合わない、せわしない世の中だと思いま  
す。はつきりいえば、働く男性のみを中  
心にした社会です。子どもがいるといろ  
いろなことができるかと、手間がかか  
るといふ発想になりがちなのは、効率ば  
かりを重視する考え方があるからでしょ  
う。

社会の中には、子どもや高齢者、体が  
丈夫でない人といった、せわしない世の  
中とは違うテンポで生きている人たちが  
います。それぞれのテンポで生きている  
人たちが、同じ社会の中で一緒に生活で  
きることが大切だと私は思います。しか  
し、いまの忙しすぎる世の中では、その

ような人たちは、はじき出されてしま  
いかねません。

そのような状況の中、子どもを育てな  
がら働くのは大変なことです。子ども振  
きが前提の、効率優先の社会ですから。  
けれど、あきらめて投げ出さないとほし  
いですね。「みんながこうしているから」  
と周囲に合わせるばかりでは、何も変わ  
りません。自分自身がどうしたいかを考  
えて判断してほしい。そのためには、大  
人たちは自分の感性を大切にしてくださ  
い。そして、おかしいと感じたことは問  
題提起して、世の中に揺さぶりをかけて  
いくことが必要だと思います。



**プロフィール** いしざか・けい  
1956年名古屋市生まれ。漫画家。  
78年に上京して手塚治虫氏に師  
事。79年独立。代表作は「キス  
より簡単」「さよなら家族」「ハル  
コロ」「マネームーン」など、エ  
ッセイ集に「赤ちゃんが来た」  
「お金の思い出」「コドモ界の人」  
などがある。現在、テレビ番組の  
コメンテーターとしても活躍中。

# 配偶者への暴力は犯罪です

男女共同参画社会は、一人ひとりの人権が尊重される社会です。しかし、女性への暴力「DV」を伝えるニュースがあとを絶ちません。警察庁の調べ（2003年）では、夫から妻への暴力で殺人に至ったケースは133件にものぼっています。

これまで家庭内で起こる暴力は、他人が踏み込めない問題として受け取られ、被害の実態が表面化してきませんでした。

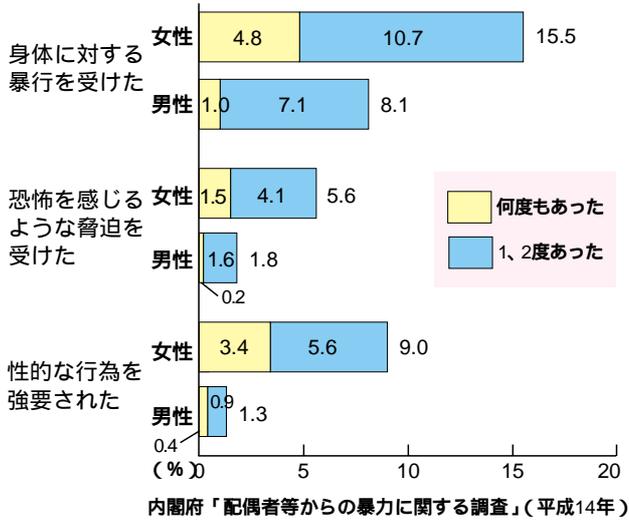
たとえ夫婦であっても、暴力は許されるものではありません。家庭内でも暴力は犯罪につながる行為です。

本当なら、家庭はもっともやすらげる場所です。それではなぜ、暴力は起こるのでしょうか。

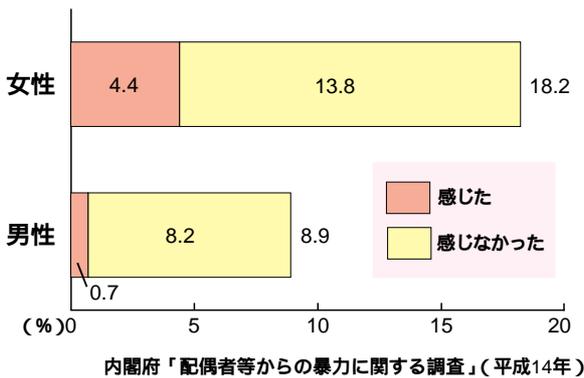
創刊号『11』の第一歩は、「DVの根絶」について、考えてみたいと思います。

## データに見る暴力の実態

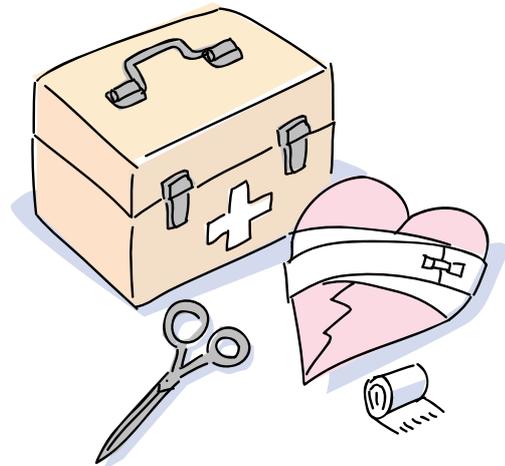
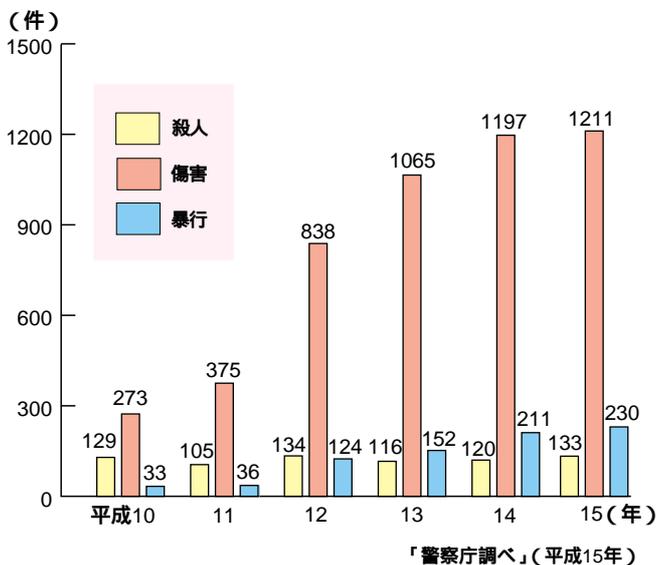
### 配偶者からの被害経験（複数回答）



### 命の危険を感じたDVの被害経験



### 夫から妻への犯罪の検挙状況



# どんなことがDVなの？

## さまざまな暴力のカタチ

こんなことがDVです

### 身体的暴力

殴ったり、蹴ったりする  
物を投げる  
たばこの火を押しつける  
包丁などの刃物をつきつける  
髪をつかみ引きずりまわす  
首を絞めようとする  
衣服を破る  
家から締め出す

### 精神的暴力

何を言っても無視する  
行動を細かく監視する  
交遊関係を詮索する  
外出を制限する  
大切にしているものを壊したり、捨てたりする  
実家との接触をさせない

### 経済的暴力

生活費を渡さない  
働くことを妨害する  
家計の管理を独占する  
給料がいくらになるのか教えない

### 言葉の暴力

侮辱的な言葉を投げかける  
「誰のおかげで生活できて  
いるんだ」という  
「子どもをとりあげるぞ」と脅す  
「お前は何もできない」  
「お前は何も役にたない」  
とさげすむ

### 性的暴力

嫌がっているのに性行為を強要する  
避妊に協力しない  
見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる  
中絶を強要する

【事例1】外では温和な夫ですが、家では気に入らないことがあるとすぐ手をあげます。言い訳をするたびにますます殴られてしまいます。包丁を突きつけられ、何度も謝らせられ

【事例2】「ここ何年も夫からは満足な生活費を渡されていません。わずかなお金の使い道も細かく報告させられます。働き出たいといつても許してくれず、自由がほとんどありません。」

【事例3】「くずだ」「役立たずだ」と、毎日のようにのしります。義理の母や子どもの前で言われることもあり、とてもみじめです。やめて

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫や恋人など、親密な関係にあるパートナーからふるわれる暴力のことです。次にあげる事例は、実際にあった話をもとにしたものです。

【事例1】外では温和な夫ですが、家では気に入らないことがあるとすぐ手をあげます。言い訳をするたびにますます殴られてしまいます。包丁を突きつけられ、何度も謝らせられ

【事例2】「ここ何年も夫からは満足な生活費を渡されていません。わずかなお金の使い道も細かく報告させられます。働き出たいといつても許してくれず、自由がほとんどありません。」

ることもあります。

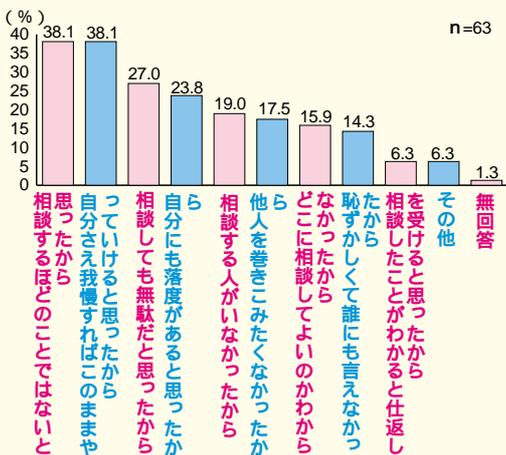
ほしいといつても、「お前が悪いからだ」と言われてしまいます。

このように、女性への暴力は殴る、蹴るだけでなく、言葉や精神的なものなど、様々な形の暴力があるので、事例からもわかるように、多くの場合、複数の暴力が重なりあって行使されています。そして親密な関係のなかで繰り返される暴力は、女性の人格を深く傷つけ、生きる力をも奪う人権侵害なのです。

## 墨田区でも2割以上の女性が何らかの被害を経験している

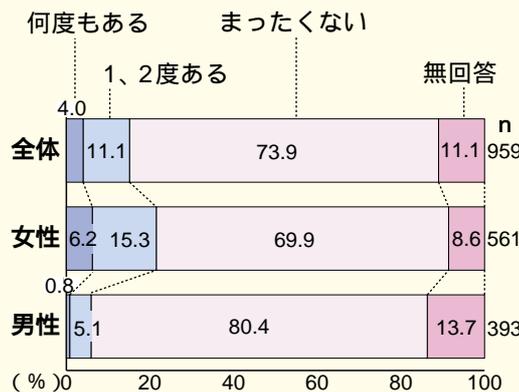
墨田区の男女にDVの被害にあった経験聞いたところ、女性の2割以上が経験ありと答えています。どこにも相談しなかった理由の上位は、「相談するほどのことではない」「自分さえ我慢すれば……」というもので、一人で抱え込む人が多いことがわかります。

相談しなかった理由（女性）複数回答



墨田区「男女平等に関する意識・実態調査」(平成14年)

DVの被害経験



墨田区「男女平等に関する意識・実態調査」(平成14年)

# 女性への暴力はなぜ起こる？

大島有紀子弁護士にお聞きしました

あるホームドラマで、夫婦げんかのシーンがありました。感情的になつた妻を静めようと夫が手をあげるという設定なのですが、驚いたことに、そうすることが男性として当然のように描かれていたのです。またある男性は、「妻に暴力をふるったことはないが、手をあげたことなら一、二度ある」といいます。しかし、「手をあげる」という行為は、暴力にほかなりません。それなのに、妻へのそれは暴力にあたらないう認識なのです。

こうした背景には、夫婦間の暴力を仕方のないこととする社会通念や、女性を男性より低くみたり、妻は夫に従うものといった性差別意識があるからです。また、妻に収入がないなど、男女間の経済格差も大きな影響を与えています。

つまり、DVは、社会に根強く残る性差別構造の中で、社会的・経済的に力のある男性が、その力を利用して、暴力によって女性の言動を思

い通りに支配しようとして起こるものなのです。

ですから、DVは特殊な人だけに起こる問題とはかぎりません。暴力をふるう男性に一定のタイプはなく、学歴、年齢、職種、収入なども様々です。また暴力をふるう理由も、仕事があまくいかなかったり、人間関係のストレスだったりいろいろです。ただ、やはり男尊女卑が当たり前と思ひ込んでいる男性ほど、女性に従わないと攻撃的になり、暴力によって屈伏させようとする傾向が強いです。

弁護士として約20年間、私が主に離婚問題を手がけてきて感じるのは、DVの根絶には、人間関係が崩れたとき、お互いが同じようになりスクを負つような社会であることが不可欠だという点です。

現状では、子どものこと、生活費のことなど、離婚すると女性の方がはるかに大きいリスクを負います。だから女性は対等にものが言えな



大島有紀子 弁護士。法務省人権擁護委員、墨田区情報公開及び個人情報保護審査会委員、墨田区男女共同参画推進会議会長等。

い。暴力から逃れられないのです。離婚したときのリスクが平等というのは、実は、日常的に対等な夫婦関係を保証するためのものなのです。それにはまず、男女間の経済格差を解消すること。そして男女がお互いを認めあい、人権を尊重しあえる関係を築いていくことが何より大切なのです。



## DV防止法の仕組み



女性に対する暴力の根絶に向けて、平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が施行されました。

この法律では、「配偶者からの暴力は犯罪となる行為である」と明記しています。また、暴力を防止し、被害者を保護する責務が国及び地方公共団体であると規定しています。

なお、この法律では夫から妻への暴力だけでなく、夫への暴力も対象としていますが、その前文には、「配偶者からの暴力の被害者の多くは女性であり、人権擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」としています。

DV防止法では、被害者の救済・防止・措置として、次の3つの機関を定めています。

【配偶者暴力相談支援センター】被害者の相談、カウンセリング、一時保護を行うほか、自立支援、保護命令やシェルターを利用するための情報提供などをを行います。

【警察】被害者の意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告・自衛・対応策についての情報提供など、被害の防止阻止を行います。

【地方裁判所】被害者の生命または身体に危害が加えられることを防止するため、裁判所に被害者は、次の2つの「保護命令」を申し立てることができま

1 接近禁止命令 加害者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかすることを6カ月間禁止するもの。

2 退去命令 加害者が家から2週間出ていくことを命令するもの。



## 被害にあったら、見かけたら、警察に通報してください

本所警察署 生活安全課

警察では、夜間であっても女性警官を常駐させるなど、常に被害者の安全とプライバシーが守られ、安心して相談が受けられるように配慮しています。「DVは犯罪である」という認識のもと、たとえ夫婦間であっても暴行、傷害等の刑罰法令に触れる行為があれば、被害者の処罰意思により加害者を被疑者として取り扱います。しかし、なかには警察に訴えたことを根にもたれ、被害がエスカレートするケースもあるため、加害者に厳正に対処する一方、被害者が暴力から守られるよう、次の措置を講じています。

**加害者に対する措置** 1被害者から通報を受けたときは、警察官が現場に急行し暴力を制止し、場合によっては現行犯逮捕する（被害者は一時保護し、保護を継続したい場合は適切な機関の情報を提供する）、2被害者が処罰の意思を持ち、被害届けを提出したときには傷害罪等で捜査に着手する。3加害者に保護命令が発せられ、これに違反したときは検挙する。4被害者が処罰を希望しない場合でも、必要に応じて加害者に対し、今後暴力をふるわないよう指導や警告をする。

**被害者に対する措置** 1緊急避難の必要があるときは、保護命令制度や相談機関等の指導をするほか、一時保護施設等の入居手続きをとる。2離婚を望む被害者には、弁護士や離婚調停制度を教示する。3加害者が暴力をふるったら、直ちに110番通報するよう指導する。4精神的不安や苦痛が大きく、何らかのケアが必要と認められる場合、カウンセリング等の機関を紹介する。捜索願の受理等、警察があらかじめ避難(家出)理由がDVの被害であることを把握している場合、捜索願は受理しない。また捜索願の受理後にDVの被害で避難していることが判明した場合、取り下げの働きかけをする等の措置を講ずる。

# もし、あなたがDV被害にあったら……

DV防止法の施行や女性への暴力が新聞やテレビ等で取り上げられるようになり、少しずつ声をあげる女性が増えてきていると思います。

墨田区でもDV防止法施行前の平成12年と平成14年を比べると、相談件数が約25%も増えています。相談内容で最も多いのは、殴る、蹴る、物を投げるなどの身体的暴力です。なかには被害者が抵抗できないよう、子どもを巻き込んで暴力をふるうケースもありました。年齢別では、30代が最も多く、次いで40代、20代です。子どもが小学校、中学校に行くようになると、DVから逃れるために転

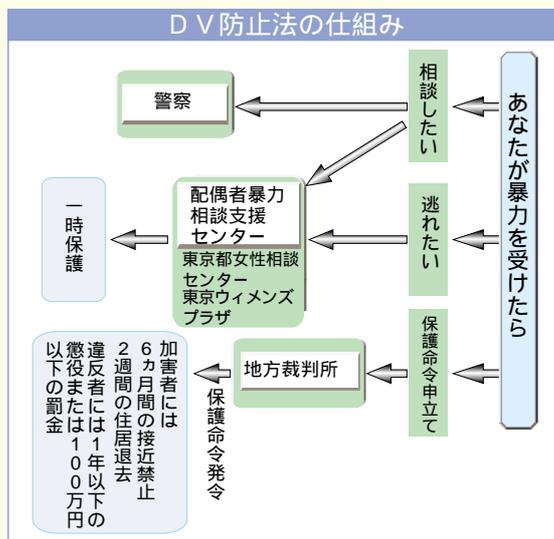
居したくても、子どもを転校させることは避けたいということでごちゅうちよして、悩んでいても相談に来られないケースが多いようです。また逃げたあとどうやって生活していけばいいのかわからないという不安から、相談できない人もいます。しかし、一人で悩んでいても問題は解決しません。一人で悩むより、誰かに相談すれば気が楽になり、何か行動を起こすきっかけがつかめるかもしれません。また、なかには「暴力を受けるのは、自分にも悪いところがあるからだ」と思っている方もいると思います。しかし、どん

な場合でも暴力を正当化できる理由などないのです。被害を受け悩んでいる方は、まずご相談ください。相談にあたっては担当の相談員が対応し、被害者の気持ちを第一に、話を聞くよう心がけています。そのうえで、被害者の意思を確認しながら、解決に向けたアドバイスや情報提供を行うようにしています。また一時保護の際には、被害者だけでなく子どもを含めた精神面、生活面でのケアを行っています。もちろん、秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。(墨田区母子自立支援員 藤原京子)

## 相談窓口

- 東京都女性相談センター 03(5261)3110  
土・日曜日、祝日・年末年始を除く午前9時～午後8時
- 東京ウィメンズプラザ 03(5467)2455  
年末年始を除く午前9時～午後9時
- すみだ女性センター 03(5608)1772  
月・水・金曜日、毎月第2土曜日の午前10時～午後4時(予約制)祝日を除く
- 保護課相談担当 03(5608)6154
- 向島保健センター 03(3611)6135
- 本所保健センター 03(3622)9137
- 本所警察署 03(3634)0110 内線2632
- 向島警察署 03(3616)0110 内線2632  
～ は月～金曜日午前8時30分～午後5時

改正法のポイント  
平成16年5月、改正DV防止法が成立し、12月に施行されます。改正法では、保護命令の対象に子ども含まれます。また、退去命令の期間を2カ月間に延長し、再申し立ても可能になったほか、離婚した相手から暴力を受けている人の保護命令申し立てが可能となります。



**墨田区男女共同参画推進プランを策定しました**

男女共同参画社会の実現をめざして平成11年3月に策定した「墨田区男女平等推進プラン」を平成16年3月に改定しました。

「墨田区の男女共同参画社会の実現をめざして」を基本理念に、女性と男性が性別により差別されることなく、一人ひとりの人権を尊重し合い、ともに責任を分かち合い、ともに支え合いながら、社会の対等な構成員としてあらゆる分野での活動に参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会をめざします。

改定「墨田区男女共同参画推進プラン」は、次の4つを基本的視点としています。

- 「男女平等」の実質的な実現をめざし「男女共同参画」へ
- 仕事と家庭を両立させるための環境整備の推進
- 男女の自立を地域と一体となり推進する基盤づくり
- 女性に対する暴力根絶に向けた取り組みの強化

この計画は、平成16年度を初年度とし、平成20年度を最終年度とする5年間の計画です。

**計画の体系**

墨田区男女共同参画社会の実現をめざして

【基本目標】

【課題】

【施策の方向】

男女共同参画社会への意識づくり

- 1.男女平等意識の高揚
- 2.男女平等の視点に立った教育と学習の推進

- 1.男女共同参画社会に向けた広報啓発活動の充実
- 2.男女平等に関する情報収集及び提供
- 1.学校教育における男女平等の推進
- 2.生涯学習における男女平等の推進
- 3.家庭教育における男女平等の推進

あらゆる分野における男女共同参画

- 1.政策・方針決定過程における男女共同参画の促進
- 2.家庭生活・地域活動の場での男女共同参画の促進
- 3.国際化の中での男女共同参画の促進

- 1.審議会等への女性の参画促進
- 2.女性の職域拡大と管理職への登用促進
- 3.人材の育成と活用
- 1.男性の家庭生活への参加促進
- 2.地域活動への参画促進
- 1.国際社会の理解と交流活動の促進
- 2.外国人への生活支援の充実

労働の場における男女共同参画

- 1.職場における男女平等の推進
- 2.仕事と家庭の両立支援

- 1.男女の機会均等の確保や待遇の改善
- 2.女性の職業能力開発と就労支援
- 1.育児・介護休業制度の取得促進
- 2.パートタイム・派遣労働者の労働条件の改善
- 3.多様な働き方への支援
- 4.再就職への支援
- 5.保育サービスの充実

【基本目標】

【課題】

【施策の方向】

男女の自立を支え合う基盤づくり

- 1.高齢者や障害者の自立支援
- 2.子育て支援
- 3.地域社会で子育て・介護を支援する仕組みづくり

- 1.高齢者や障害者が安心して生活できるための支援
- 2.高齢者や障害者の社会参画促進
- 1.男性の子育て参加促進
- 2.ひとり親家庭への支援
- 3.児童虐待防止に向けた取り組み
- 4.子育てしやすいまちづくり
- 1.地域で育む子育て支援体制の充実
- 2.地域で支える介護支援体制の充実

人権の尊重と女性の健康づくり支援

- 1.女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 2.女性の健康の維持・増進
- 3.男女平等の視点からのメディアへの対応

- 1.ドメスティック・バイオレンス防止に向けた取り組みの推進
- 2.セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為などの防止に向けた取り組みの推進
- 3.相談体制の充実
- 1.生涯を通じた女性の健康づくり支援
- 2.リプロダクティブ・ヘルス/ライツの浸透
- 1.メディアにおける女性の人権の尊重
- 2.メディア・リテラシーの向上

計画の推進

- 1.庁内推進体制の充実
- 2.女性センターの充実
- 3.区職員・教職員研修の充実
- 4.国・東京都・他区市町村・民間企業・NPO等との連携
- 5.(仮称)墨田区男女共同参画基本条例制定の検討

〒131-0045  
 東京都墨田区押上二丁目12番7-111号  
 TEL 03 (5608) 1771  
 FAX 03 (5608) 1770  
**すみだ女性センター相談室**  
 TEL 03 (5608) 1772



**【開館時間】**  
 月曜日～土曜日 午前9時～午後9時  
 日曜・祝日 午前9時～午後4時

情報資料コーナーでは図書収集、貸出を行うほか、男女共同参画推進のための講座や講演、施設の貸出なども行っていますので、どうぞ気軽に「ご利用ください。また、専門のカウンセラーが女性のもつさまざまな悩みやDVに関する相談におこたえしています。

「すみだ女性センター」は、男女を問わず、幅広く皆さんに親しまれ、どなたでも気軽に利用できる施設をめざし、平成2年に開館しました。



**すみだ女性センター「すみだ女性センター」を「ご利用ください」**

6月23日 第12回  
**「墨田区相談実務担当者ネットワーク連絡会議」を開催しました**  
 ドメスティックバイオレンス(DV)、ストーカー、児童虐待などの問題は、

**毎月25日は・・・**  
 みんなで料理を作って食べよう  
 テレビを消して、家族団らんのひとときをすごそう  
 おじいさん、おばあさんなどに電話をし、家族の絆を深めよう  
 親子のデートの日にしよつ など

「すみだ やさしいまち宣言」の趣旨に基づき、家庭や地域の日常的な人間関係の中で、「やさしさ」や「おもいやり」を持った、温もりのある心を育むため、7月から毎月25日を「すみだ家庭の日」と定めました。  
 区では今後、家庭や地域でのふれあいの大切さを呼びかけながら、家族そろうてふれあえるきつけづくりに積極的に取り組んでいきます。

**【開始日】**  
 平成16年7月25日（以降毎月25日）



**毎月25日はすみだ家庭の日です**

適切で迅速な対応が求められます。区の関係部署と、都の女性相談センター、医療機関、児童相談所、警察の間で定期的ネットワーク

**ストーカー行為等の被害者を支援します**  
 （住民基本台帳事務処理要領の一部改正 平成16年7月1日実施）  
 ドメスティック・バイオレンス(DV)及びストーカー行為等の被害者の保護を図るため、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付についての支援を行うものです。  
 主な内容は次のとおりです。

被害者からの申出により、加害者からの当該被害者に係る請求については原則として、不法な目的によることが明らかとして請求を拒みます。  
 全国的に統一的な支援を行う必要があるとの観点から、国により標準的なガイドラインが策定されたことで、申出者が他の市区町村に対して支援措置

を求めた場合でも、当該市区町村に対して申出を転送し支援対象とすることが可能となりました。



【問い合わせ先】窓口課  
 03(5608)1111 内線3115  
**男女共同参画社会実現のためのシンポジウムを行いました**  
 9月11日(土)、墨田区役所すみだリバーサイドホールで、区と墨田区男女共同参画推進会議と共催でシンポジウムを開催しました。

シンポジウムは第1部と第2部に分かれて行われ、第1部の基調講演は、小川宏氏を講師に迎え、うつ病の体験と克服について語っていただきました。続く第2部では、「これからすみだで活きる!!」家庭で・職場で・地域で「をテーマに墨田区男女共同参画推進会議の青木玲子委員をコーディネーターに、大島有紀子委員、大山洋子委員、白井透委員、山下洋史委員、渡辺英明委員を登壇委員として、「仕事と家庭の両立」や「就労」について参加者と意見交換を行いました。



実施を求めた場合でも、当該市区町村に対して申出を転送し支援対象とすることが可能となりました。

墨田さん一家は会社員のお父さん、専業主婦のお母さん、高校生のさくら、中学生の太郎とおじいちゃん、おばあちゃんの6人が一つ屋根の下で暮らす、にぎやか3世代家族。いつも話題が絶えません。さて、今回はどんな話が飛び出すのでしょうか……。

墨田さんちの

# 男女共同参画物語



## [ おかあさんも働きたい! ] の巻

さくら ねえ、お母さん、働きに出たいってほんと？

母 そう。みんな大きくなったんだし、そろそろいいんじゃないかと思って。

さくら でもお母さん、働いたことあるわけ？

母 あら、これでもさくらを産むまではOLやっていったんだから。

太郎 えーっ、うっそおー？

さくら ねえねえ、どんな仕事していたの？

母 営業でバリバリ働いて……と言いたいくらいだけど、まあ、お茶くみ・コピー取りが主な仕事だったわ。

さくら ふーん。なんかつまらなそう。

太郎 それで、仕事辞めたわけ？

母 別にそういうわけじゃあなかったんだけど……。

父 まあ、あの頃は、結婚したり、子どもができたら、**女性は家庭に入るのが普通**だったからなあ。

母 でも、今のように**育児休業制度**があったら、仕事を続けたかったわ。

さくら 今からだって遅くないじゃん。私はお母さんの**再就職**、賛成よ。

太郎 オレも！ 勉強しろって、うるさく言われないですむし……（笑）。

さくら もう、あんたったら！

祖母 だけどねえ。食事の支度や家のことはどうするの。わたしや、今さら6人分のご飯は作れないよ。

父 父さんだって困るよ。残業が増えている

男女共同参画社会への

# キーワード

お茶くみ・コピー取り

以前は女性の仕事といえば、お茶くみやコピー取り、おつかいなど、補助的なものが主でした。しかし、雇用の男女差別をなくし、男女が共に能力を発揮できる職場をめざす「男女雇用機会均等法」の施行以降、管理職や専門職などで活躍する女性が増えています。

女性は家庭に入る

「女は家庭、男は仕事」という言葉に代表されるように、これまで女性は結婚したり、子どもが生まれたら、家庭に専念するのが当たり前とされてきました。しかし、最近では若い世代ほど、男女の性別役割分担を否定する人が多くなっています。墨田区の「男女平等に関する意識・実態調査」（2002年）でも、男女とも否定的な意見が半数を超えています。

育児休業制度

職業生活と家庭生活の両立を支援する目的で制定された法律で、1歳未満の子どもを養育する男女に1年間の育児休暇が保障され、休業中は雇用保険から給付金が支給されます。しかし、取得率（2003年）は女性64・0%、男性に至っては0・33%と低くなっています。

「平成16年度男女共同参画白書」より



のに、家のことまでやれと言われてもなあ。  
 さくら だったら、みんなでやればいいんじゃない?  
 太郎 賛成! ぼく、結構料理好きだし……。  
 祖父 私も賛成だね。  
 祖母 あら? どうしたんですか、おじいさん。お茶一つ、自分で入れたことがないのに……。  
 祖父 まあ、これからの男は料理ぐらいできないと困ると思ってるねえ……。  
 太郎 カッコいい! おじいちゃん。  
 祖母 そうですねえ。長生きするために、**自分のことは自分で**やったほうがよろしいんじゃないですか。  
 父 よし、わかった! できることは何でもするよ。  
 母 いいんですか、お父さん……。  
 父 考えてみれば、いつ**リストラ**されるかわからない時代だし、母さんが働いてくれるなら心強いよ。  
 さくら でも、この不景気に簡単に仕事見つかる?  
 母 それがねえ……。実はもう、近くのスーパーの事務に採用が決まっちゃって……。  
 太郎 えっ、マジ?  
 さくら お母さん、やるう!  
 父 よし、じゃあ、さっそく今日からみんながんばろう!  
 祖父 よし。私も男の料理教室を探してみるとするか……。  
 祖母 おじいさん! 期待しますよ(笑)。

### 再就職

男性と違って、多くの女性は子育て時期に一度退職し、その後、再就職するという働き方を選択しています。しかし、その場合、パートタイムなどの有期雇用がほとんどで、賃金が低く身分の保障がないなど、正社員に比べて労働条件が悪いのが実情です。こうした状況から、最近では子育て中も仕事を辞めずに働き続けたいとのぞむ女性が増えています。

### 自分のことは自分で

男女共同参画社会の実現には、男性の生活的自立が欠かせません。料理、洗濯、掃除など、生活に必要なことは自分でできることが大切です。



### リストラ

企業の景気に対応した事業の立て直しのこと。一般に、解雇することをいいます。経済が右肩上がりに成長し、終身雇用が保障されていた時代には、夫一人の収入で家族を養うことが可能でした。しかし、経済構造が大きく転換した今、リストラも他人事ではなくなり、男性一人の収入で生涯家族を支えていくのは困難な時代を迎えています。

# 私らしく輝いて

白鬚東水神自治会長  
山川由美子さん



「自 分たちの地域のことで  
すからね。どんなこと  
でもみんなで納得するまで話し  
あつて決めているんですよ」  
山川さんは区内でも数少ない  
女性自治会長の一人。副会長  
を6年務めたのち、周囲の推薦

を受けて今年、団地の自治会長  
に就任しました。  
現在、自治会をはじめ、地域  
の活動に参加している女性はた  
くさんいます。しかし、その  
「代表」となると、男性が選出  
されるケースがほとんど。男性

住みよいまちづくりには  
女性の声も必要。  
私らしさを発揮して  
がんばっています。

の役職というイメージが強いた  
めか、女性の側もなかなか引き受  
ける勇気が持てないようです。

「私も推薦されたときは、女性  
の私に務まるかどうか自信があ  
りませんでした。でも、いまは  
女性のPTA会長も増えてい  
ますし、副会長の経験を活かし  
てやればできると思い、お引き  
受けすることにしました」

ところが、実際、区内の町  
会・自治会の代表が集まる席  
などに行くと、周りはすべて男  
性。違和感を感じざるを得ない  
こともあったといいます。

「でもこれまでの慣習にとらわ  
れていては何も変わりませんか  
ら。女性であることを意識せ  
ず、会議の席などで積極的に発  
言するようにしていきたいと思  
います」

そんな山川さんを支えてくれ

ているのは、周囲の方の協力と  
家族の理解。なかでも夫のサポ  
ートは欠かせないといいます。  
「ふだんから家事をやってくれ  
る夫でしたので、家をあげると  
きには助かっています」

いま、一人暮らしの高齢者が  
増えているなか、緊急時の地域  
の協力体制が求められています。  
「誰もが安心して暮らせるまち  
にしていきたいには、男女がお  
互いの力を発揮していくことが  
必要です。女性のみなさんも、  
勇気を持って地域活動に参画  
してみませんか」

